（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第三十条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

（児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十一条　児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に、「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第三十二条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項第一号中「障害者自立支援法（昭和二十二年法律第百六十四号）」に改め、同項第二号中「、児童デイサービス」を削り、同項第三号中「地域移行支援及び」を「地域生活への移行及び定着のための支援並びに」に改める。

第六百二十六条各号列記以外の部分及び第六百四十九条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十四条の見出し中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同条第一号中「耳が聞こえない」の下に「者」を加え、「若しくは口がきけない者」を「、口がきけない者等」に、「知的障害児」を「障害児」に改め、「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第二号中「知的障害児」を「障害児」に改め、同条第三号中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に、「知的障害児」を「障害児」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法第六十三条の三の二第一項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者を入所させ、その支援を行うこと。

第六百六十五条（見出しを含む。）中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十六条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十七条の見出し中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に、「調査課」を「地域支援課」に、「指導課」を「療育支援課」に改める。

第六百六十八条第二号中「児童」を「障害児及び第六百六十四条第三号に掲げる者（以下「障害児等」という。）」に改め、同条第三号中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十九条の見出し中「調査課」を「地域支援課」に改め、同条各号列記以外の部分中「調査課」を「地域支援課」に、「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同条第一号及び第二号中「児童」を「障害児等」に改め、同条第三号及び第四号中「知的障害児」を「障害児等」に改め、同条第五号中「知的障害児保護指導職員養成所の行う業務」を「障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修（実習に限る。）」に改め、同条に次の一号を加える。

六　障害児等の地域支援に関すること。

第六百七十条の見出し中「指導課」を「療育支援課」に改め、同条中「指導課」を「療育支援課」に、「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に、「児童」を「障害児等」に改める。

第六百七十一条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に、「児童」を「障害児等」に改める。

第六百七十二条を次のように改める。

第六百七十二条　削除

第六百九十五条を次のように改める。

（学院の所掌事務）

第六百九十五条　学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修を行うこと（国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。）。

二　障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うこと。

第七百二十二条第四項及び第五項中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の五第一項」に改める。

第八百一条中「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設に置く知的障害児保護指導職員養成所」を削る。

第二章　経過措置

（指定一般相談支援事業者に係るみなし指定の有効期間に関する経過措置）

第三十三条　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、整備法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの期間とする。

（指定障害児通所支援事業者に係るみなし指定の有効期間に関する経過措置）

第三十四条　整備法附則第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、整備法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの期間とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（障害者自立支援法施行規則第七十一条の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二条の規定（児童福祉法施行規則第四十九条の八の改正規定に限る。）は、同年十月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十七条の障害者作業施設設置等助成金、同令第十八条の二の障害者福祉施設設置等助成金、同令第二十条の障害者介助等助成金、同令第二十条の三の重度障害者等通勤対策助成金、同令第二十一条の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は同令第二十二条の二の障害者能力開発助成金（以下「障害者作業施設設置等助成金等」という。）の支給を受けようとする事業主の事業所において、この省令の施行の日前に、整備法第六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者に係る障害者作業施設設置等助成金等の支給については、なお従前の例による。